

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

### 京都市教育委員会規則第13号

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「規定する教職員」の右に「(同項第2号に掲げる者を除く。)」を加える。

第4条本文中「及び次条」を「, 次条及び第5条の2」に改める。

第5条の2第1項中「教育職員」の右に「(以下「一般教育職員」という。)」を、「除く」の右に「。次項において同じ」を加え、同条を第5条の3とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第5条の2 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年1月17日文部科学省告示第1号）第3に規定する在校等時間をいう。）から正規の勤務時間（教職員条例第3条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間（以下「業務に係る時間」という。）を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月につき45時間

(2) 1年につき360時間

2 教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、業務に係る時間を次に掲げる時間の範囲内とし、かつ、1年のうち1月の業務に係る時間が45時間を超えた月数を6月の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月につき100時間未満

(2) 1年につき720時間

(3) 1月ごとに区分した期間以前6月の期間における1月あたりの平均時間80時間

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、別に定める。

第16条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

第19条第2項中「第5条の2」を「第5条の3」に、「教職員条例第43条第1項に規定する教育職員」を「一般教育職員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第5条の2の規定にかかわらず、教育委員会事務局等に勤務する教育職員の業務量の適切な管理その他当該教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、一般教育職員にあつては第5条の2の適用を受ける教育職員の、他の教育職員にあつては教育委員会事務局等に勤務する職員であつて京都市職員給与条例第16条の2の規定により管理職手当の支給を受ける者の例に準じて別に定める。

別表第4<sup>(26)</sup>の項の次に次の1項を加える。

(26)	教職員が不妊治療を目的として医師が行う治療行為を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合	1年について5日内でその都度必要と認められる時間又は期間
------	---	------------------------------

別表第4<sup>(26)</sup>の項中「(26)」を「(27)」に、同表<sup>(27)</sup>の項中「(27)」を「(28)」に、同表<sup>(28)</sup>の項中「(28)」を「(29)」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)